

## 江差港マリーナ利用者心得

公共施設を愛護し、正しく利用することにより、明るく楽しいそして安全で快適なマリーナ施設とするために、この心得を承知して下さい。

### 1. 利用手続等について

#### (1) 係留及び保管場所について

・利用を承認された艇は、係員の指定する場所に係留及び保管すること。

(係員の指示以外の場所には、係留及び保管はできません。)

#### (2) 出・入(帰)港手続きについて

・出港手続き及び入(帰)港手続きは、無事確認のうえからも必要でありますので、必ず実行して下さい。

・出港するときは、入出港届けに所定事項を記入し、窓口へ提出して出港すること。

※早朝に出港される方は、ホームページよりメールで届けを行えます。(江差港マリーナで検索)

・入(帰)港をしたときは、すみやかに入(帰)港の連絡(報告)をすること。

#### (3) 艇の変更等について

・艇を変更しようとする場合は、あらかじめ管理者側と協議してください。

バース等で余裕がない場合、許可できないことがあります。

#### (4) 艇の修理等について

・利用期間中に艇の修理等をしようとするときは、あらかじめ所定の届け出をすること。

又、これが完了したときは、すみやかに届け出をすること。

#### (5) 一時搬出及び再搬入手続きについて

・利用期間中に艇を一時搬出及び再搬入するときは、所定の届け出をすること。

#### (6) 期間満了に伴う更新手続きについて

・利用期間満了後も引き続いて利用しようとする場合は、期間満了の前1ヵ月から前日までの間に所定の手続きをすること。この期間内に、手続きをしない場合は利用の意志なきものとして処理することがあります。

なお、利用承認期間満了日1年間の利用実績が全くない艇は、理由により承認されないことがあります。

#### (7) 権利の譲渡について

・利用許可に基づく権利は、管理者の承認がなければ譲渡することはできません。

(8) 許可事項変更の届出について

・利用期間中に、許可事項に変更があったときは、すみやかに届出ること。

(9) 使用廃止の届出について

・使用期間中に利用を廃止しようとするときは、所定の届出をすること。

## 2. 海難事故防止について

(1) 台風・波浪の各注意報警報等には、十分注意し、悪天候が間近に予測されるときは出港を中止すること。

(2) 台風・警報等が発せられたときは、すみやかに係留状態などを点検し他船に影響を及ぼさないよう十分注意すること。

(3) 操船中は、他船との接触等のないよう十分注意すること。特に、漁船等の入出港の際は、その航路から遠ざかること。操業中の漁船には近寄らないこと。

(4) 艇操船中は、乗務員全員、必ず救命胴衣を着用すること。

## 3. 艇保管について

管理者としては、マリーナ内の見回り・監視等は、実施いたしますが、保管の責任は、負いかねますので、各個人の責任において保管すること。

## 4. その他について

その他、次の事項を守らなければなりません。

(1) 船艇等の修理道具又は、資材及びその他の物件を放置しないこと。

(2) 港湾施設又は、他の船艇等に損傷を与えたときは、すみやかに届出ること。

(3) 投錨にあつては、他の錨鎖を交差しないよう投錨すること。

(4) 天候不穏のおそれのあるときは、いつでも避難できるように準備すること。

(5) 港湾施設を損傷、又は、損傷のおそれのある行為をしないこと。

(6) 塵芥、汚物、その他の衛生上有害と認められるものを投棄し、又は、放置しないこと。ゴミは持ち帰ること。バッテリー・古タイヤ・ロープ等は、各自の責任で処理すること。

(7) マリーナ施設水域内での遊泳は、行わないこと。

(8) 水道の利用については、水を流したまま長時間の放水に注意し節水に心がけて下さい。

(9) マリーナ内においては、他人に迷惑をかけることのないよう十分注意し、良好な環境保持に努めること。

(10) マリーナ内の航行は、他の利用者の迷惑にならないよう超低速を心がけること。